

平成29年度 滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会研修計画(●)

担当	開催日	場所	内容	講師	研修目標
旧役員	5月13日 (土) 14:00～	滋賀県 看護研修セ ンター 大研修室	「訪問看護におけ るリスクマネー ジメント」	日本訪問看護財 団 常任理事 佐藤美穂子氏	訪問看護における、日々の業務や管理上のリス クマネージメントについて学ぶ
第 4 支 部	9月2日 (土) 13:30～	滋賀県 看護研修セ ンター 大研修室	「満足のいく最期 のお別れ」	株式会社公益社 1級葬祭ディレク ター 鎌田収氏	在宅看取りの場面での利用者家族に対しての 心配りや姿勢を葬儀社の方から学ぶ
第 5 支 部	2月17日 (土) 13:30～	滋賀県 看護研修セ ンター 大研修室	「認定看護師を困 んで」交流会	訪問看護認定看 護師	認定看護師から訪問看護に必要な知識や今後 の動向を学ぶ

滋賀県はびわこ学園に研修を委託しています。



滋賀県健康づくり
キャラクター ハク&クミ

平成29年度

滋賀県喀たん吸引第三号研修を開催します。

この研修は、在宅等において、特定の者に対して、認定特定行為を実施できる介護職員を養成すること目的に開催します。

日時：下記のとおり

会場：野洲会場または草津会場

対象者：介護保険事業所(訪問介護等)、障害福祉サービス事業所、学校(特別支援学校等)に従事している者

内容：基本研修(講義・演習・筆記試験)
2日間

基本演習・実施研修(下記の日程
で1回と利用者の居宅等で実施)

【特定のケアの範囲】

1. 口腔内 喀たん吸引
2. 鼻腔内 喀たん吸引
3. 気管カニューレ内部 喀たん吸引
4. 胃ろう・腸ろうによる経管栄養
5. 経鼻経管栄養

【開催日時および募集期間】

基本研修 [新規受講者：今回初めて受講される方]

研修期日	応募締切
第一回：草津会場 H29年 7月15日(土)・16日(日)	H29年 6月23日(金)
第二回：野洲会場 H29年 10月17日(火)・18日(水)	H29年 9月25日(月)
第三回：野洲会場 H30年 1月12日(金)・13日(土)	H29年 12月21日(木)

基本演習 [既修了者等(H23～28年度に第三号研修(特定の者)を修了された方等)]

研修期日(いずれも午後のみ)	応募締切
第一回：草津会場 H29年 7月16日(日)	H29年 6月23日(金)
第二回：野洲会場 H29年 10月18日(水)	H29年 9月25日(月)
第三回：野洲会場 H30年 1月13日(土)	H29年 12月21日(木)

- 新規受講生は、基本研修・基本演習後、実地研修を受けて頂きます。
- 既修了者等(H23～28年度に第三号研修(特定の者)を修了された方等)で、新たな対象者(利用者)がいる場合は、基本演習および実地研修を受講頂くことになります。(3号研修の基本研修は、一度受講していれば免除。)
- 修了証をお持ちの方でも希望があれば受けて頂けます。
- 定員は20名程度になります。

詳細のお問い合わせは **びわこ学園 法人事務局担当まで!!**
社会福祉法人びわこ学園 法人事務局(担当：佐藤)

TEL: 077-587-1144 FAX: 077-587-4211

Email: t_satou@biwakogakuen.or.jp

びわこ学園のホームページでも申し込み方法を確認できます!

**申込みお待ち
しています。**

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について

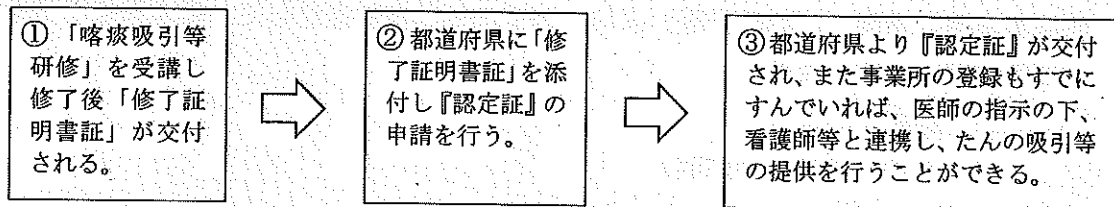
OH24年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部が改正され、介護福祉士および一定の研修を受けた介護職員は、一定の条件の下に痰の吸引等の行為を実施できることとなりました。

【実施可能な行為】

痰吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（右記）

1. 口腔内の喀痰吸引
2. 鼻腔内の喀痰吸引
3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引
4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
5. 経鼻経管栄養

【喀痰吸引等の実施に至るまで】



※事業所登録ができていなければ、事業所登録を行う。

【喀痰吸引等研修の種類（第三号研修、第一号・第二号研修）、指導看護師等】

★喀痰吸引等研修（第三号研修）は、特定の者に対する特定の行為についての研修であり、障害分野に特化した講義内容になっている。一度、第三号研修を受講している場合は、利用者が変わった時には、演習・実地研修を受けていくことになる。（講義は免除）

第一号・第二号研修を受けていても、第三号研修は、第三号研修として全部受講する必要がある。（担当：障害福祉課 障害認定・難病係）

[三号研修の内容：滋賀県では、講義10時間（国の加わらぬでは9時間）・演習・実地研修]

★喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）は、不特定の者に対する行為についての研修である。実地研修までを修了し認定された行為については、以後フォローアップ研修や職場研修で研鑽を積みながら医師、看護職員との連携の下に実施をすることになる。

（担当：医療福祉推進課 介護人材確保係）

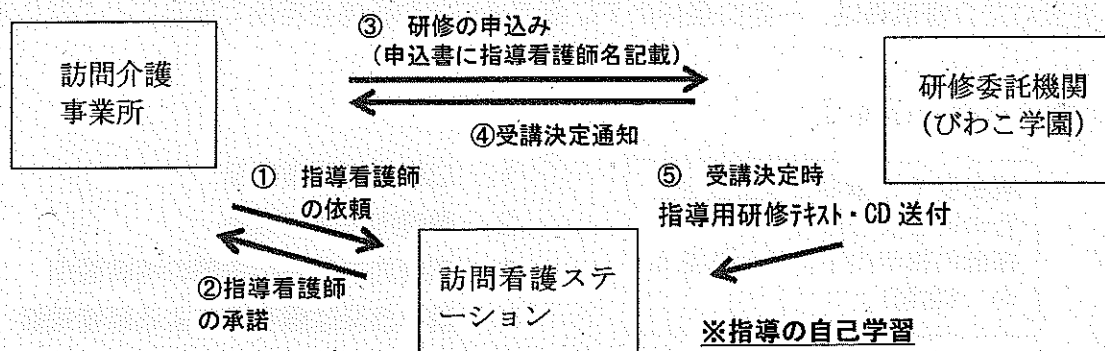
[一号・二号研修の内容：講義50時間・演習・実地研修]

★実地研修の指導を行う第三号研修の指導看護師の研修は、介護職員の研修申込み時に指導看護師の報告をして頂くこととなっており、委託先（びわこ学園）より指導看護師へDVDとテキストが送付され自己学習して頂いている。

また、第一号・第二号研修の指導看護師については、『都道府県等において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師』となっており、医療推進課介護人材確保係で指導看護師養成講習が実施されている。詳細は、介護人材確保係へお問い合わせください。

★認定書の発行および事業所登録について、第三号については障害福祉課で、第一号・第二号の認定証の発行および登録については、介護人材確保係で行っている。

○滋賀県喀痰吸引等研修（第三号研修）実地研修の指導看護職員について



・研修を申し込みされた介護職員の受講決定後、実地研修の指導看護職員となっていただく方に、研修事業委託機関（びわこ学園）より、以下のものをお送りして、基本研修2日目までに自己学習をお願いしています。

- ア. 研修テキスト
- イ. CD（実技内容説明）

- ・自己学習をされた上で、基礎演習及び実地研修に向けた説明会（基礎研修2日目）にご参加頂きます。
- ・指導看護職員の方については、基本研修の講義の受講は必須ではありませんが、ご希望があればご参加いただけます。
- ・各指導看護職員は、所属事業所の業務として研修参加、実地研修等の指導をして頂くことが必要です。
- ・各指導看護職員は、基礎演習参加時に、看護師等免許及び履歴書（様式あり）を提出して頂きます。
- ・受講する介護職員等とは違う法人に所属する指導看護職員には、看護職員所属事業所に指導費用をお支払いします（基礎演習参加1回＋利用者の居宅等での現場演習指導（実地研修前）1回、実地研修等指導10回程度。交通費含み1回毎に5千円とするが上限は6万円。）
 なお、同一法人に属する看護職員にはお支払いしませんのでご了承ください。